１０回
令和８年第　　総　会
１０月

白井市農業委員会会議録

令和８年１０月６日　開会
令和８年１０月６日　閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和８年１０月６日午後４時００分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会　長	中 村 敎 雄
会長代理	齊 藤 和 博
１　番	五十嵐 玲 子
２　番	板 橋 則 雄
３　番	増 田 道 惠
４　番	秋 谷 裕 一
５　番	岩 井 聡 明
６　番	中 嶋 智 彦
７　番	玉 井 一 也

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

１．鈴 木 竜 蔵
２．石 井 修 一
３．大 塚 公 裕
４．押 田 勝 巳
５．福 田 政 実
６．小 野 和 彦
７．後 藤 拓 也
８．秋 本 貴 之

傍聴者　０名

本日の議案は下記のとおり

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について

報告・協議事項等

（1）届出等事務局長専決決裁報告について

（2）その他

１１月の事前審査会、総会の日程について

・申請受付締め切り　　１０月２１日水曜日

・事前審査会（案）　　１０月２９日木曜日

第２班　　午前９時から　本庁舎２階　災害対策室２

・総　　会（案）　　１１月　５日木曜日

午後４時００分から　本庁舎２階　災害対策室２・３

午後４時００分委員定数９名中９名出席したので議長が開会を宣言した。

中 村 会 長　皆さん、こんにちは。

先月の台風25号及び長雨によって、農作物に大分被害が出ていると聞いております。

皆さん方も、被害が出ている方もおられると思いますが、仕事のほうを一生懸命やっていただいて、体調面を崩さないように一生懸命頑張っていただきたいと思います。

また、インフルエンザが、例年よりも１か月ぐらい早い流行に入ったということなので、体調に気を使って励んでいただきたいと思います。

本日の出席委員は９名により、白井市農業委員会規則第６条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより令和８年10月定例総会を開催します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、７番玉井一也委員、１番五十嵐玲子委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いいたします。

では、これより議事に入ります。

議案第１号　農地法第３条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 長　事務局の鈴木です。

それでは、１ページを御覧ください。

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について。
下記のとおり、農地法施行令第１条第１項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。
令和８年１０月６日提出。
白井市農業委員会会長、中村敎雄。
１番、大字平塚字海老内台の１筆です。
地目は山林、現況は畑です。
地積は3,053平方メートルです。
権利者と義務者は記載のとおりで、申請事由は賃借権設定によるものです。
以上でございます。
御審議のほどよろしくお願いいたします。

中 村 会 長　次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。
増田道惠委員。

増田道惠委員　１班班長、増田です。
議案番号第１号、１番について調査報告を申し上げます。
事前審査資料１番を御覧ください。
当日は、権利者御本人が出席されました。
申請地は、市役所から北東へ約4.4キロメートルに位置しております。
申請地の現状についてですが、養鶏場となっております。
進入路については、市道により確保されております。
次に、農地法第３条第２項の許可基準に適合するかについて報告いたします。
労働力は、世帯員が２人おりますが、うち１人農業に従事するのと、権利者の義理の弟が従事する予定です。
年間従事日数は230日。
技術力については、本申請地において研修を行っており、義務者より直接指導を受けているため、問題ないものと判断しました。
また、周辺地域における農地などの農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。
以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。
以上です。

中 村 会 長　ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら説明をお願いいたします。
１番について、最適化推進委員の福田政美委員、お願いいたします。

福田政美委員　推進担当の福田です。

義務者さんに電話をいたしまして、現在、鶏舎２棟建っております。

その１棟を権利者さんに賃借権設定でお貸しするということで、本人は御高齢もありまして、いずれ廃業を考えていたということだったのですけれども、ここで娘さんのほうにお電話を代わりまして、実は権利者さんとのお話の中で、温度差やスピード感で疑問点がありまして、もう一度お話をするということだったのです。

もしかしたら、白紙になるかもということだったのですけれども、もし、そういうふうなお話になった場合、御連絡頂けますかということで、本日、娘さんから御連絡を頂きまして、無事にお話がまとまりましたので、このままお話を進めてくださいということだったので、問題ないと思います。

以上です。

中 村 会 長　事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方、挙手をお願いいたします。

岩井聡明委員　農業委員の岩井です。

この案件は、権利者の方の住所が東京都内なのですけれども、現状は、こちらから通勤して働くということなのでしょうか。

それとも、今後、近場に引っ越す予定とかあるのですか。

増田道惠委員　１班班長、増田です。

今は東京のほうに住んでいるのですけれども、契約更新が２月にあるので、その時点で、こちらの近くに引っ越す契約はしてあります。

岩井聡明委員　分かりました。ありがとうございます。

中 村 会 長　ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長　では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について、採決を行います。

１番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長　賛成全員です。

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について、１番を許可することに可決いたします。

続きまして、議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 長　それでは、２ページを御覧ください。

議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について。
下記のとおり、農地法第５条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。
令和８年１０月６日提出。
白井市農業委員会会長、中村敦雄。
１番、大字清戸字北方前の１筆です。
地目は田、地積は522平方メートルです。
申請人は記載のとおりで、申請事由は駐車場による賃借権設定となります。
次に、２番、大字清戸字北方前の２筆です。
地目は畑、地積は合計で881平方メートルです。
申請人は記載のとおりで、申請事由は駐車場による使用賃借権となります。
以上でございます。
御審議のほどよろしくお願いいたします。

中 村 会 長　次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。
増田道恵委員。

増田道恵委員　１班班長、増田です。
議案番号第２号、１から２番について調査報告を申し上げます。
事前審査資料２から３番を御覧ください。
当日の出席者は、権利者、義務者の代理人が出席されました。
まず、立地基準ですが、申請地は市役所より北東へ約３キロメートル、進入路は市道により確保されております。
農地区分としては、第１種農地になります。
進入路については、市道により確保されております。
転用目的ですが、イチゴ観光農園の駐車場です。
次に、一般基準ですが、申請面積は合計で1,403平方メートルであり、面積妥当と思われます。
事業計画についてですが、隣接するイチゴ観光農園の駐車場として整備する予定で、造成などは行わず、養生シートを貼り、ロープなどで区画を設ける計画です。
資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。
汚水排水については発生しません。
また、現地確認を行ったところ、既に養生シートが貼られており、転用行為が行われていることを確認しました。
事前審査の際に、代理人に対し、今後の対応について必要な手続を事務局に確認した上で対応するように指導しております。
これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われま

す。
以上で調査報告を終わります。

中 村 会 長　ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら説明をお願いいたします。
１番、２番について、最適化推進委員の小野和彦委員、お願いいたします。

小野和彦委員　清戸地区担当の小野です。
まず、義務者様のところなのですが、電話で連絡しましたが、通じなかったものですから訪問したところ、お母様がいらして、いろいろとお話を聞くことができました。
イチゴ農園開園当初から農地を貸しており、農地を駐車場として利用したいと言われたので、了承しましたとのことです。
本人も了承しているから、大丈夫だということを言われました。
もう1人の義務者様本人からもお話を聞きました。
農地を駐車場として使いたいので貸してほしいと言われ、遊んでいる土地なので、賃金を頂かず、貸すことを了承したとのことです。
以上です。

中 村 会 長　事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

押田勝巳委員　事務局に聞きたいのですけれども、農地に砂利等を入れないで、防草シートで駐車場にするというのですけれども、まず、砂利とか何か入れなければ、駐車場にしても、雑種地とか何かにしなくていいのですか。
通常は、砂利とかを入れると、雑種地になりますが。

中 村 会 長　事務局。

事　務　局　今おっしゃったように、登記地目のお話だと思います。
登記地目の話になってくると、法務局の登記官の判断になるので、こちらでの判断ではなくなるのですが。

押田勝巳委員　結局、税金の問題で全然変わってくると思うのですよ。

事　務　局　税金の話になってくると、現状地目になってくるので、課税課の判断にはなるのですが、農業委員会事務局としては、農地転用があるということは、関係部署には通達しますので、その結果、現地を見て判断する形になります。

押田勝巳委員　ただ、貸しているときに、農地として安く貸すわけですよ。
それで、税金が宅地並みにとられる。

事　務　局　恐らくなのですが、観光農園用の駐車場となると、農業用施設という位置づけになるので、通常の雑種地課税まではいかないのかなと思います。

押田勝巳委員　すみません、ちょっと分からなかったので。

中 村 会 長　ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長　では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第２号農地法第５条の規定による許可申請について、採決を行います。

１番、２番について、関連がありますので、一括して採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長　賛成全員です。

議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について、１番から２番について、許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

それでは、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

事　務　局　それでは、３ページを御覧ください。

報告第１号　専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規程第６条第６号及び第７号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和８年10月６日提出。

白井市農業委員会会長、中村敎雄。

４ページの専決処分書を御覧ください。

①農地法第５条の第１項第６号の規定による届出でございます。

次に、②農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願でございます。

専決処分については、以上でございます。

続きまして、５ページを御覧ください。

報告第２号　農地法第18条第６項の規定による通知について。

下記のとおり、農地法第18条第６項の規定による通知がありましたので報告いたします。

令和８年10月６日提出。

白井市農業委員会会長、中村敎雄。

通知については、以上でございます。

続きまして、表紙に戻っていただきます。

４、報告・協議事項等の（２）その他で、11月の事前審査会、総会の日程について申し上げます。

申請の受付締切りが10月21日水曜日、事前審査会が10月29日木曜日、担当は第２班になります。

午前９時から、本庁舎２階災害対策室２になります。

総会が11月５日木曜日午後４時から、本庁舎２階災害対策室２・３になります。
以上でございます。

中 村 会 長　本日の議題につきましては、全て終了しました。
慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人